

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 19 日から 41 年 9 月 30 日まで
② 昭和 41 年 11 月 10 日から 44 年 3 月 3 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。平成 21 年 12 月 1 日に社会保険事務所（当時）において年金請求のため年金記録を確認した際、同社における厚生年金保険期間は脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。しかし、同社を退職後、すぐに船でBの実家に帰った。帰郷の際も、帰郷後も脱退手当金の請求手続きをした覚えはない。脱退手当金が支給されたとする申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書（以下「請求書」という。）等の関連書類が年金事務所に保管されており、当該請求書等により、申立期間に係る脱退手当金は代理請求及び代理受領がなされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間について、請求書の提出日及び受付日並びに支給決定日が同日である 14 人（申立人を含む。）の被保険者が確認できるところ、これらの被保険者の事業所における資格喪失日から請求書の提出日までの期間は 8 か月から 53 か月（申立人は約 9 か月）と区々である上、14 人全ての請求書の余白部分に代理受領を委任する旨のゴム印が押されているのみで、代理受領の際には添付することとされている委任状が添付されていないことが確認できる。

また、申立人については、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間は申立期間①及び②であり当該 2 つの期間は継続していないにもかかわらず、請求書の被保険者期間の記載欄には、「昭和 40 年 4 月から昭和 44 年 3 月まで」と継続した一つの期間として記載されている上、上記 14 人のうち照会に回答のあった同僚 3 人から請求書の記載内容について聴取

したところ、一人の住所欄には事実と異なる住所が記載されており、他の二人についても誤った住所又は氏名及び生年月日等が記載されていることが確認できる。

以上のことを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金は、事業主又は代理人が申立人の委任を受けて代理請求及び代理受領を行ったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年4月から同年7月まで

私は、平成17年3月に仕事を辞め、同年4月に実家のあるA市からB市へ転居し、就職が決まったので、同年6月に預金を引き出し、届いた国民年金保険料の納付書で、当時住んでいたアパートの近くのコンビニエンスストアで申立期間の保険料を一括で納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の納付書が届いたので、預金を引き出し、平成17年6月に申立期間の保険料を納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人等への国民年金への加入を促す「勧奨関連対象者一覧表」が平成17年6月22日に作成されていることがオンライン記録により確認でき、C年金事務所保管の申立人に係る「国民年金被保険者資格取得届書」の受付印の日付によると、同年7月22日にB市D区役所で同届出書が受理された後、同年同月26日にE社会保険事務センターにて同届出書を受理しており、このことからすると、申立人あての保険料の納付書が作成・送付されたのは同日以降となり、申立人の主張する同年6月に申立期間の保険料を納付することはできないと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、申立期間当時住んでいたアパートの近くのコンビニエンスストアにおいて納付したと主張しているところ、当該コンビニエンスストアの本部であるF社では、日本年金機構から納付書記載のバーコード情報の提供が無ければ納付者を特定することはできないと回答しており、これについて日本年金機構では、申立期間に係るバーコード情報については保存期限が経過しているため提供することができない旨回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 12 年 3 月 24 日まで
私が A 社に勤めていた期間のうち、申立期間について国（厚生労働省）の記録では標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。当時の私の給与は、平成 3 年 4 月から 4 年 12 月までは 30 万円、5 年 1 月から 12 年 2 月までは 50 万であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 4 月から 4 年 9 月まで及び 5 年 10 月から 7 年 4 月までは 30 万円、4 年 10 月から 5 年 9 月までは 36 万円、7 年 5 月から 12 年 2 月までは 20 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 12 年 3 月 24 日）の後の平成 12 年 3 月 29 日付で、遡って 9 万 2,000 円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「社会保険事務を担当していた。平成 10 年末頃から、厚生年金保険料の納付が遅れ気味になり、自分が社会保険事務所（当時）に納付しに行った。」と説明しており、元事業主（申立人の元妻）及び元従業員も、申立人が社会保険事務を担当していたとしている上、10 年度の滞納処分票においても、申立人が社会保険事務所と滞納保険料の納付のやり取りを行っていることが確認できる。

また、法人登記簿によれば、申立人は、遡及訂正処理が行われた平成 12 年 3 月 29 日より前の同年同月 20 日に取締役を辞任しているものの、この辞任の登記は遡及訂正処理日後の同年 4 月 13 日に行われており、元事業主は、遡及訂正がなされた当時も、申立人の業務内容は変わらなかった旨述べている。

さらに、申立人は、事業主が印鑑を持参の上、保険料の滞納について社会保険事務所と協議することを事前に承知しており、協議後に滞納保険料の請求が来なくなったことを認識していたことを踏まえると、社会保険事務を担

当し、滞納保険料の社会保険事務所への納付等の事務も直接行っていた申立人が、標準報酬月額が減額訂正について同意していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額が遡って訂正処理された時点において、事業主ではなかったものの、A社の取締役として権限を有し、社会保険関係事務の執行に当たっていた申立人が自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。